

地下鉄7号線中間駅まちづくり方針有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸事業の実施に伴い、中間駅周辺地域のまちづくりの方針について意見を聴取するために、地下鉄7号線中間駅まちづくり方針有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取するものとする。

- (1) 地下鉄7号線延伸に伴う中間駅周辺地区まちづくり方針に関する事項
- (2) その他必要事項

(委員等)

第3条 有識者会議の委員は、まちづくり、都市計画、土地区画整理、建築、環境等に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の人数は、6人以内とする。
- 3 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 有識者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務処理を行うために、さいたま市都市戦略本部未来都市推進部に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。